

## 海上タクシー等に対する無線設備の搭載義務化について

今般、船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部改正及び船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示が令和7年5月30日公布、令和7年6月1日施行されたところです。その内容は次のとおりです。

○船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令（令和7年5月1日政令第百九十号）により、沿海区域を航行区域とする長さ12メートル未満の船舶であって旅客定員を有するもの等について無線電信等の施設を義務付けることとなりました。

今回の改正では、当該船舶のうち、海上運送法第23条の2に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（海上タクシー等）以外については、航海の態様等に鑑み無線電信等の施設を適用除外することとされたものです。

○具体的な内容は、次のとおりです。

①令和7年6月1日から、旅客定員が12人以下の海上運送法第23条の2に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの（海上タクシー等）は、無線設備（業務用無線又は衛星電話）の搭載が義務化されます。

ただし、湖川港内（琵琶湖を除く。）のみを航行する場合には、無線設備の搭載の対象外となります。

②現存船については、適用日以降の最初の定期検査又は中間検査まで、適用猶予されます。

③当該船舶のうち、航行区域が平水区域（湖川港内のみを航行する場合は対象外）であって使用する携帯電話のサービスエリア内のみを航行する船舶は、基本的に、管轄する運輸局等に「無線施設免除申請書」等を提出して許可が得られると、携帯電話を法定設備として搭載することができます。

○詳細は、国土交通省ホームページをご覧ください。

[海事：海事：メニュー 国土交通省](#)